

個人情報保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則案等の概要

1. 改正内容

令和元年5月に成立・公布された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、健康保険等の被保険者番号が個人単位で付番される（従来は世帯単位で付番されていた。）とともに、マイナンバーカードを用いた被保険者等の資格確認が法定化されるようになる。また、個人単位化する被保険者番号については、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止（告知要求制限）されることになる。

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項で定義する「個人識別符号」について、個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）第3条及び第4条は、法第2条第2項第2号の要件を満たす符号のうち、個人識別符号に該当するものを個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条第7号及び第8号の委任を受けて規定している。

改正法の一部施行（令和2年10月1日施行）に伴い、「被保険者等記号・番号」等の用語に関する定義規定が医療保険各法に新設されたことを受け、施行規則第3条及び第4条について規定の整備（ハネ改正）を行う。

2. スケジュール

公布・施行日：令和2年10月1日

3. その他

行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に基づき、「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理」に該当するものとして、本件に係る意見公募手続は行わない。

また、本改正に伴い、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）において改正される施行規則の該当条項を引用している箇所の整備を併せて行う。

（以上）